

平成 27 年 8 月 25 日

各 位

上場会社名 株式会社フジコー
[銘柄名：F U J I K O H]
(コード番号 2 4 0 5 東証マザーズ)
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目 7 番 5 号
代 表 者 代表取締役社長 小林 直人
問合せ先 経営企画室長 清水 周二
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp>

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 27 年 9 月 24 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

① 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

② 移行の時期

平成 27 年 9 月 24 日開催予定の当社第 42 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

③ その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 定款一部変更

① 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 29 条を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等

を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 34 条として新設するとともに、関連する規定を整理するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所定の変更を行うものであります。

② 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第一章 総則	第一章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第二章 株式	第二章 株式
第 5 条～第 8 条 (条文省略)	第 5 条～第 8 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
<u>第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第 <u>10</u> 条～第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第 <u>12</u> 条～第 <u>18</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条～第 <u>17</u> 条 (現行どおり)
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 <u>19</u> 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。	第 <u>18</u> 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>7</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2</u> 当社の <u>監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) 2 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第五章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第 30 条 <u>当会社の監査役は、3 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 33 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第五章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日 前までに監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受け取る財産上 の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第 36 条 当会社は、監査役（監査役であった 者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、取締役会の決議によって、法令の定め る限度額の範囲内で、その責任を免除する ことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社 外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がないとき は、法令が定める額のいずれか高い額を限 度として責任を限定する契約を締結する ことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会を 開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第六章 会計監査人 第 37 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第六章 会計監査人 第 32 条～第 34 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u> <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、<u>第 42 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

- ③ 日程
定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 9 月 24 日 (木)
平成 27 年 9 月 24 日 (木)

以上